平成２４年（フ）第１０６９号
北海道江別市野幌松並町16番地の11
破産者　上川　恒義
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４号
青森県八戸市大字沢里字沢里山16番地62
破産者　森　カヅ子
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２７８３号
大阪府吹田市東御旅町６番16号
破産者　春木　健一
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５２３号
大阪府茨木市小柳町12番26号
破産者　荒木　　哲
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６２７号
大阪市鶴見区放出東３丁目14―６、開始決定時の住所大阪市鶴見区今津北２丁目７番32号
破産者　江崎　博彦
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３４５号
大阪府吹田市津雲台２丁目１番Ｃ16―110号
破産者　鈴木　裕彦
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８０１号
大阪市東住吉区西今川４丁目34番16号　ベルデ至幸201号、前住所大阪市阿倍野区播磨町１丁目８番22―809号
破産者　松本　弘幸
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１４９号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ18―205号
破産者　村山　　香
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２３３号
神戸市兵庫区中道通８丁目１番18号、従前の住所神戸市須磨区緑が丘２丁目18番15号
破産者　向井　一成
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２３４号
神戸市兵庫区中道通８丁目１番18号、従前の住所神戸市須磨区緑が丘２丁目18番15号
破産者　向井多美子
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３９２号
神戸市長田区腕塚町10丁目１番３号　酒井マンション102号、従前の住所神戸市長田区苅藻通３丁目６番17号
破産者　星川　　功
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６９号
東京都豊島区西巣鴨２丁目28番22号　ハイラークコーポ上村111号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市千種４丁目４番３号
破産者　入江　義徳
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４９号
兵庫県伊丹市西野１丁目240番地の１　シャルマンコーポ伊丹２―1112号
破産者　高　　茂樹
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２８８号
兵庫県相生市若狭野町八洞210番地の５
破産者　溝渕　敏英
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２１５号
香川県高松市木太町1753番地21、申立時の住所香川県高松市鬼無町是竹350番地20
破産者　生西　幸信
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５３２号
福岡県遠賀郡岡垣町大字糠塚431番地
破産者　田原　繁隆
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４０号
北海道岩見沢市春日町２丁目２番16号　アルファ春日№５―10号、開始決定時の住所北海道岩見沢市幌向北一条２丁目601番地50
破産者　三上　耕士
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部